



韓国における農業の特徴および農地政策の変遷

豊澤, 圭
王, 軼華
衣笠, 智子
安田, 公治
衛藤, 彬史

(Citation)

神戸大学経済学研究科 Discussion Paper, 2501:1-21

(Issue Date)

2025-01

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492932>



韓国における農業の特徴および農地政策の変遷

豊澤圭
王軼華
衣笠智子
安田公治
衛藤彬史

January 2025

Discussion Paper No. 2501

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS

KOBE UNIVERSITY

ROKKO, KOBE, JAPAN

韓国における農業の特徴および農地政策の変遷

豊澤圭（帝塚山大学）・王軼華（神戸大学）・衣笠智子（神戸大学）

安田公治（青森公立大学）・衛藤彬史（兵庫県立人と自然の博物館）

概要

本稿では、韓国における一般企業の農業への参入およびその現況に着目した。その結果、韓国においては、農外資本の比率が高い企業はその経営規模が比較的大きいゆえに、経営の効率化に伴う生産性の向上が図られる傾向にあることがわかった。法人の農地所有に関する法整備においては、従来の韓国では非農業者の参入障壁が高い傾向にあった一方、1990年以降農地取得要件が徐々に緩和され、現在では多くの農外資本が農業に参入している。韓国での農外資本の農業参入の成果を考慮すると、農外の一般企業による農地所有権の取得は、農業生産を向上させる可能性がある一方で、企業の業績悪化に伴う撤退や、投機的動機による参入等のリスクも存在すると考えられる。

キーワード 農地政策，農地取得要件，企業の農業参入，法人の農地取得，韓国

1. はじめに

韓国の食料自給率は、長期にわたり低下傾向にある。したがって、韓国の農業政策においては、少子高齢化および都市等への人口流出に伴う農業人口の減少および後継者不足、ひいてはこれらに起因する農業生産の伸び悩みへの対処が喫緊の課題となっている。他方で、これらの課題への解決の一助として、長年にわたり規制されてきた農外の一般法人の農地取得要件を緩和した上で、農業への参入を促すことにより、農業生産の向上を図る政策が注目されている。本稿では、韓国における農業が有する特徴およびその政策の移り変わりを参照する。以下では、韓国農業がおかれている現状および同国内における地域別農業の特徴について、地形・気候、農家の高齢化、農業の労働生産性および土地生産性といった側面からその概要を述べる。

韓国はユーラシア大陸の東部、北緯 33 度 7 分から 38 度 37 分（実効支配地域）に位置する。韓国の大部分の地域が温帯に属し、四季がはっきりしている。朝鮮半島の気候は、冬には大陸性高気圧による北西からの風の影響で寒く、かつ乾燥しており、夏は高温多湿な北太平洋高気圧の影響で蒸し暑い日が続く。春と秋は移動性高気圧の影響で晴れてかつ湿度が低い日が多い傾向にある。したがって、降水は夏に集中しており、とりわけ年間の降

水量の約 43%が 7・8 月に集中するほどである。また、朝鮮半島は山地が全体の約 70%を占めるが、韓国の実効支配地域の北東に位置する太白山脈と中央部の北東から南西にかけて位置する小白山脈を中心として分布する。それゆえ、平野は比較的狭く、その大部分はこれらの山脈から外れた西海岸および南海岸側に分布する（大矢・金, 1989）。以上より、総体的にみると、韓国の気候・地理的条件は、日本、特に太平洋側のものに近いものと考えられる。このような気候条件もあり、韓国における農業は稲作が中心となっている（縄倉, 2015）。加えて、図 1 のように、韓国では農業労働者数が減少傾向にある。さらに、農家の高齢化が進捗しており、図 2 のように、農家の高齢化率（全農業従事者数に対する 65 歳以上の農業従事者の比率）が年々上昇する傾向にある。

このように、地形・気候に代表される地理的条件、人口動態の変化による後継者不足等、韓国は農政において日本と概ね同様の課題を抱えている。韓国においても同様の政策が注目されており、1990 年代以降、農地の所有条件を緩和し、農外資本の農業への参入を促してきた。そこで本稿では、韓国農業およびその農政の変遷に焦点を当てた上で、農外的一般企業による農業への参入が農業生産等に与える影響についての議論を行う。

以下、第 2 節では、本稿の研究対象である韓国におけるこれまでの農業および農業政策の移り変わりについて述べる。第 3 節では、現在、韓国農政がおかれている状況を説明する。第 4 節では、1990 年代以降、韓国政府が貿易自由化に対処するための農業改革の一環として推し進めてきた、法人、ひいては農外資本による農業への参入について述べる。最後に、第 5 節で本稿を総括する。

2. 韓国における農業と農業政策の変遷

2.1 韓国における農業の変遷

近年、韓国の農業は高齢化、農業従事者および農家数の減少などの問題に直面している。農業およびその政策の変遷について、パク他（2011）は韓国農業の変遷を 5 期間（第 1 期（制度整備期、1948～1967 年、第 2 期（増産農政期、1968～1977 年）、第 3 期（所得農政期、1978～1985 年）、第 4 期（構造農政期、1986～1997 年）、第 5 期（開放農政期、1998 年～現在））に分類した（深川, 2018）。

図 1 によると、1960 年、1970 年において、韓国の農業労働者数は 1400 万人程度である。したがって、1948～1967 年の制度整備期において、農業労働者数は安定していた可能性がある。1970 年以降、農業労働者数は急速に減少しているが、これは増産農政期である 1968～1977 年に一連の政策（農工併進、農漁民所得増大特別措置法推進、農地拡張事業、セマウル運動推進、緑の革命と高米価政策、そして粗穀自給達成）を推進した結果である（深川, 2018）。その結果、食糧自給は達成されたが、農業労働者数は減少の一途を辿っている

(図 1)。加えて、図 3 のように、農家数も長期的に減少傾向にある¹。1978～1985 年の所得農政期に、農業の高齢化率は 5%から 10%程度まで上昇したとみられる(図 2)。この時期に、農業労働力は減少し、農業に機械を導入し、図 4 のように、労働生産性は上昇したものの、それにより、農家数(図 3)と農業人口はさらに減少した。1986～1997 年の構造農政期に韓国における市場開放が進み、競争が激しくなり、高齢化と農業人口の減少は深刻になった一方、図 4 の通り、土地生産性と労働生産性は大幅に上昇した。

ここで、韓国における土地生産性および労働生産性の推移について整理すると、図 4 の通り、土地生産性は 1960 年代半ばから 1990 年代半ばにかけて漸進的に上昇する傾向にある一方、労働生産性は 1970 年代以前こそ停滞していたものの、1980 年代初頭から 1990 年代半ばにかけて急激な上昇を見せており、対照的な推移となっている²。

韓国の場合は、1960 年代半ばから 1970 年代にかけては、土地生産性こそ上昇したものの、土地装備率はさほど上昇しなかったため、労働生産性は伸び悩んだ(金, 1986)。他方で、1960 年代半ばから 1970 年代にかけてコメの品種改良が進んだ点等を背景に、土地生産性が改善した。韓国農業は、1970 年代においては修理体制が十分整っていない等の理由で機械化が遅れていたものの、1980 年代以降農業労働力の減少等を背景に機械化が急速に進展した(倉持, 1994; 近藤, 2015)。それゆえ、1980 年代から 1990 年代半ばにかけて土地装備率が改善し、労働生産性が上昇した³。このように、韓国では土地生産性が改善した後に土地装備率が改善するという経路を辿っているが、これは、低所得国の場合は人口成長率が高く、非農業が未発達で農業労働力の吸収力が低いため農業労働人口の絶対数が増加することで土地装備率は上昇しないが、経済が発展し所得が高くなると、非農業部門における労働吸収力が強くなり、農業労働力が減少するため土地装備率が改善するとした速水・神門(2002)の説明と概ね整合的である。

1998 年以降、韓国は開放農政期に入った。この時期に実施された構造政策の成果により大規模農家が出現したものの、農村社会は大規模農家と零細高齢農家への二極化が進むと

¹ ただし、図 3 に示す通り、韓国における専業農家比率は一貫して 5 割を上回っており(2021 年は約 58.4%)、1950 年以降一貫して専業農家比率が 5 割を下回る(農林水産省, 各年)日本より専業農家比率が高い傾向にある点に注意されたい。

² 速水・神門(2002)によると、労働生産性は、 $Y/L=(A/L)*(Y/A)$ のように表される。ただし、Y は農業の総算出、A は農用地面積、L は有業者数を表し、労働生産性は Y/L 、土地生産性は Y/A 、土地装備率(土地労働比率)は A/L とそれぞれ表される。つまり、労働生産性を上昇させるには、生物・化学的(BC)技術(品種改良・肥料・農薬等)により土地生産性を上昇させるか、機械(M)技術により資本や農業機械等で労働を資本に代替することで土地装備率を改善するかのいずれかが必要となる(速水・神門, 2002; 荏開津・鈴木, 2020)。

³ 図 4 の通り、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて労働生産性が停滞している時期があるが、近藤(2015)は、コメの機械化一貫体系が成熟し、停滞の段階に入ったことが一因ではないかと推察している。

いう課題を抱えることになる（深川，2018）。図5によると、1970年から2020年まで、韓国における農地面積は一貫して減少傾向にある。農業労働者の高齢化率は2000年に約22%まで達し（図2）、農業労働者数は1960年の約1400万人から2000年の約403万人までに減少した。一方、農地所有と企業参入の制限が緩和され、図6の通り、韓国における農業法人数は2009年以降大幅に増加している。それとともに、土地生産性は1990年代半ば以降ほぼ横ばいに転じる一方、労働生産性は長期的にみると引き続き上昇傾向にある。これは、高土地生産性を追求してきたアジア型農業から、産業構造の転換に起因する労働力不足および貿易自由化の流れにより、従来の性質である高土地生産性を維持しつつも、高労働生産性を追求する新大陸型農業の要素を併せ持つ形態へと移行しつつある日本農業（山口，1988；山口他，2020）と類似した傾向である。

戦後の韓国の農地改革は、農地所有の上限規定による耕地規模の零細性の固定化、農地所有の上限規定や法人の農地所有禁止に伴う営農規模の拡大意欲の阻害をもたらした（金・尹，1988）、一世帯当たりの農地面積を小規模にとどめた。一方で、韓国の農地改革は、経済的インセンティブを強化することによって農業生産を増加させた（Jeon and Kim, 2000）。小規模な農地の保有者は（食料の消費者として）農産物の価格上昇リスクを嫌い懸命に生産する一方、広い農地を持つ農家はむしろそのリスクを好んで生産抑制を行いうるため、土地生産性と農場の大きさは反比例する（Barrett, 1996）。以上より、韓国は土地の狭さと農地改革の功罪（農業生産を増加させた一方、経営規模の拡大を阻害した）等により、高い土地生産性を実現したと考えられる。

韓国においては、稲作は主な農産活動である。稲作に従事する農家は、機械化や大型化が進んだため、ある程度の規模を持たないと専業農家として生き残ることが難しくなった（深川，2018）。図7によると、コメは生産量が一番多い作物であるが、コメを含むすべての作物の生産量は不安定である。これは韓国における農業労働力の不足および農家の二極化に起因するものと思われる。

2.2 韓国における農業政策の変遷

韓国においては、独立直後の1949年に制定された「農地改革法」および1950年の「農地改革法施行令」により従前存在した小作制度が廃止され、自作農を原則とした制度となった。その後、Korean Law Information Center（1972）、李（2005）によると、1973年に「農地保全および利用法」が施行され、韓国の農地政策は、従前より制定されていた「農地改革法」等が規定する自作農主義と併せて、農地の保全主義を規定するようになった。一方で、金・尹（1988）によると、このような農地制度には、農地所有の上限規定による耕地規模の零細性の固定化、農地所有の上限規定や法人の農地所有禁止に伴う営農規模の拡大意欲および農業の機械化・合理化の阻害、そして農地を売却する代わりに都市の不在地主

の農地を小作するという事実上の小作制の復活という問題点が存在した。

他方、李（2005）によると、韓国政府は、1980年代半ば以降農産物の輸入開放政策が本格化するに際して、外国からの農産物の輸入開放への対応を迫られる。それゆえ、上記の問題点に対処するために、農地所有の流動化により農業の規模を拡大し、農業の生産性ならびに競争力の向上を図るようになる。具体的には、1989年に「農漁村発展総合対策」を制定することで農地の流動化を促進し、また、1990年に「農漁村発展特別措置法」を施行することで、法人の農地所有を可能とし、原則として個人の農家のみに農地所有を認め、また農地の保全を規定したこれまでの韓国における農地所有制度を大きく転換した。

このように、1980年代半ば以降、韓国の農政当局は農地の規模拡大を促進するために農地の流動化を推し進めており、このような規定を盛り込んだ農地法を制定したいと考えてきた。しかし、倉持（2004）によると、農地の投機的売買に対する懸念や、これまでの自作農主義を守るという立場に基づく反対意見があったため、農地法の制定が1994年（施行は1996年）にずれ込んだ。

Korean Law Information Center（1994）によると、1996年に施行された農地法第2条第3項では、1990年の「農漁村発展特別措置法」にて導入された法人の農地所有、具体的には、農業法人制度として認可された二つの組織形態である「営農組合法人」と「農業会社法人」について改めて規定を行っている。具体的には、「農業会社法人」は、(a) 合名・合資・有限会社に限る、(b) 資本の過半は農業資本でなければならない、(c) 法人の代表は農業者でなければならない、(d) 業務執行権を有する者の半数以上は農業者でなければならないと規定されていた。また、1996年農地法第7条では、通常、同法第30条に基づく農業振興区域の外に位置する農地の保有は3万平方メートルに制限されていたところ、「営農組合法人」は、3万平方メートルと農業者である組合員の人数の積に相当する面積を保有することが可能であると規定されていた。この農地法の制定等により、一定程度の農地規模の拡大や法人化が図られるようになった。

また、2003年に施行された農地法では、第2条第3項の「農業会社法人」の制限のうち(a)が撤廃され、株式会社の農地所有が可能となった。加えて、これまで第7条で制限されていた農業従事者の農地保有制限を全面的に撤廃することで、大規模農業を積極的に推進することとなった（Korean Law Information Center, 2002）。加えて、2006年に施行された農地法では、当該制限のうち(b)も撤廃され、資本構成の上では非農業者でも自由に影響力を行使することが可能となった（Korean Law Information Center, 2005）。なお、樫原（2016）によると、韓国政府は2003年に「FTA ロードマップ」を策定しており、その方針の一つとして農産物を含むFTAの対象分野の拡大を掲げていたとのことである。したがって、上記の農地法改正は、自由貿易の拡大が見込まれるゆえ、農業の競争力強化のために農業を生

業としない企業の農業への参入、農地規模の拡大等の促進を図ったものと考えられる。

さらに、2009 年に農業部門に対する民間資本の投資・流入を活性化することを目的として農地法が改正された（李，2013）。改正により、当該制限のうち(c)も撤廃され、(d)の要件も「3 分の 1 以上」に緩和された（Korean Law Information Center, 2010）。この改正については、2008 年に発足した李明博政権において、「内需中心の農業から輸出中心の農業への転換」をスローガンとして、農産物の自由貿易に対処するために大規模な企業的経営体の育成を政策目的として掲げたことに起因する。これらの規制緩和により、非農業者の農業法人への出資ならびに参画が容易となったことで、近年の韓国では、農業を生業としない企業の農業への参入が顕著にみられるようになっている。

3. 韓国の農業政策の現状

近年、韓国が自国の農業を過度に保護しているという指摘がなされており、実際にアメリカ合衆国のトランプ前大統領が、WTO において韓国を含む国民所得の高い主要国の一部が農業部門に関して開発途上国としての権利を有する現状を批判している（Ahn and O, 2019）。このような貿易自由化の課題に対処するため、韓国の農林畜産食品部では、農産物の輸出を促す政策を実行している。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大以降は、海外における需要が高まっているキムチや高麗人参に代表される機能性発酵食品や家庭用インスタント食品の研究開発、マーケティングの強化に尽力している。また、オンラインにおける流通経路の拡大に取り組んだ上で、輸出業者とバイヤーが通信できる企業間のプラットフォームを強化する、今後も高い経済成長が見込まれるインドや ASEAN 諸国におけるマーケティングを強化した上で、オーストラリアやヨーロッパ等の先進国の市場を開拓するという輸出市場の多様化、そして品質・鮮度の向上、在庫管理・物流管理、イメージの向上によって生鮮農産物の輸出競争力強化を図っている（Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, 2021）。

加えて、2010 年代末以降、企業の農業への参入を促進し、また農業に参入する企業の経営の安定を図るため、農業分野における社会的企業の設立ならびに運営を奨励する政策を推進している（Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, 2022）。さらに、農業労働力の不足を補うため、都市部から農村部への移住を希望する住民を支援するプログラムを策定し、農村部への定住を図っている。具体的には、都市から地方への移住のための農業の基礎に関する技術の修得等のための訓練、若い移住者のための長期研修、農業スタートアップ企業への訓練という各プログラムを用意した上で、費用の 70%を政府が負担する（Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs, 2019）。この政策が功を奏し、韓国では近年都市部から農村部への移住が増加傾向にあり、特に 30 代の移住は 2021 年に過去最高を記

録した (Oh and Lee, 2021)。

このような輸出促進政策、農業生産の向上を促すための政策が功を奏し、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり全体の輸出量が減少傾向にあるにもかかわらず、農業の輸出額に限っては 2020 年以降も増加傾向にある。特に、2021 年において、韓国の農業輸出は初めて 100 億ドルを超えた (Ahn, 2020; Lee, K., 2021; Arirang News, 2021)。以上の理由により、韓国において近年の農業政策が一定程度成果を上げていると評価することができる。ただし、農業会社法人の設立要件が緩やかであり、投機目的等で設立された実態のない農業会社法人が存在する (オ, 2021)、農地が投機的動機で悪用されている (Lee, H., 2021) という指摘もあり、評価に際してはこれらの点を考慮する必要がある。

4. 韓国の法人農地取得の変遷

韓国においては、貿易自由化に対処するための農業構造改革の一環として、1990 年に農業法人制度を導入した。その際、「委託営農会社」と「営農組合法人」という二つの組織形態が認可された。当初前者は農作業の受託に特化し、農家に対する営農の便宜を図る組織であった (李, 2014; 李, 2019) が、1994 年に「農業会社法人」と改称され、以後は企業的農業経営体と規定されるとともにその事業範囲や出資条件、そして農地所有条件における農業組合法人との差異がおおむね解消された (李, 2019)。一方、後者は農業経営の合理化により農業生産性向上と農家所得の増大を図ることを目的とする (李, 2014) 法人と規定された。

農業会社法人には合名・合資・有限・株式会社の形態があり、2 人以上の農業者あるいは非農業者 (ただし、非農業者の出資分は総出資額の 10 分の 9 を超えてはならない) によって組織の設立が可能となる。2013 年現在の事業範囲は農業経営および付帯事業、共同利用施設の運営、農産物の共同出荷・加工・輸出、農作業の代行に加え、営農資材の生産・供給、種苗生産および種菌培養事業、農産物の買い取り・備蓄事業、農業機械の賃貸・修理・保管、灌漑施設管理事業となっている。一方、営農組合法人はその結成に農業者 5 人以上が必要であり、非農業者は議決権のない準組合員としての出資のみが認められる (李, 2013)。事業範囲は農業経営および付帯事業、共同利用施設の運営、農産物の共同出荷・加工・輸出、農作業の代行 (李, 2013) であり、現在の事業範囲は農業会社法人より限定されている。

また、農業会社法人・営農組合法人ともに農地所有を行うことが可能である。以下では農業会社法人の農地所有条件について述べる。2003 年に韓国において農地法が改正される以前は、合名・合資・有限会社のみ農地所有が認められていたが、同年以降は株式会社の農地所有が可能となった (李, 2019)。また、2009 年に農地法が改正される以前は、法人

の代表が農業者である必要がある上、業務執行権を有する者の半数以上が農業者である必要があったが、改定により前者は削除され、後者は半数以上から3分の1以上に条件が緩和された。また、2011年における改正において、従来非農業者の出資分は総出資額の9分の1を超えてはならないと規定されていたところ、その限度が10分の9へと大幅に緩和された（李, 2013）。これらの規制緩和により、農業における非農業者の出資が容易となったことで、農業を生業としない企業の農業への参入が顕著にみられるようになった。実際に、韓国では、とりわけ先端科学技術に関する分野が注目を集めており、韓国の有名IT企業であるカカオとネイバーが農産物の直売事業に参入する、LGグループや現代グループといった財閥が農業に参入するなど、活発な動きが存在する（李, 2013; チェ・イ, 2016; 李, 2019）。

韓国において2014年時点で農業者以外の資本を有する農業法人は3,546法人となっており、これは全体の24%を占める数値であるが、2004年時点での379法人に比して顕著に増加がみられる。とりわけ農業会社法人において顕著な増加がみられ、2004年に91法人であったものが2014年に2,177法人となった（李, 2019）。上述の通り、営農組合法人においては非農業者は議決権を行使できないのに対し、農業会社法人においては非農業者の出資が大幅に緩和され、また議決権の行使も可能であることから非農業者が法人に対して影響力を及ぼしやすいことが関係しているものと考えられる。

企業の農業参入には大きな利点がある。農業を生業としない企業の出資比率ごとに経営状況を比較すると、事業収入、資産・負債・資本といった財務状況、売上高や利益をみると、いずれも農業資本の比率が低いほど値が高い（李, 2019）。したがって、農外資本の比率が高い企業ほどその経営規模が大きいといえる。さらに、自己資本利益率（ROE）、労働生産性とも農業以外の資本が高い企業ほど高い値を示しており（李, 2019）、農業を生業としない企業の資本比率が高いほど効率的な経営・生産を行っており、また財務状況も安定していると考えられる。これは、企業の農業への参入を促した方が、豊富な資金力を生かした効率的な経営を行い、また生産性を高めることも可能となるため、自由貿易下において自国の農業競争力を高めることを示唆する。また、とりわけ食料自給率の低い韓国においては、効率的な農業生産の促進により気候変動や主要な輸入国内における紛争等の事情で万が一輸入が激減した場合における対処が可能となる。それゆえ、企業の農業参入はリスク管理、自国の食料安全保障という観点からも有効である、と捉えることも可能である。

一方で、農業を生業としない企業の農業への参入に対する批判も存在する。李（2013）は、企業の経営悪化に伴い農業生産部門から撤退されるリスクが存在するという不安定性や、農地所有の規制緩和が農地投機や転用を促す可能性を指摘している。実際に、財閥系

に代表される農外資本の大企業が経営不振により撤退する事例も散見される。例えば、中堅財閥である東部グループ（現・DBグループ）は、1995年に韓農を買収し、2010年に東部韓農（後に東部ファーム韓農と社名変更）を発足させ、これまで農薬と肥料部門に留まった農業事業を拡大したものの、不採算事業とみなされ、2015年4月に事業をLGに売却の上で⁴撤退した（パク，2015）。また、2010年に設立されたLGグループのコンジウム・イエウォンが徐々に事業を縮小し、2020年には売上がほぼゼロになるなど、事実上の撤退に追い込まれている（シン・ペ，2022）。また、上述の農業会社法人の規制緩和は主に李明博政権下の「農業先進化」政策によるものであるが、同政策は自由貿易下において農業の競争力増進を図ることを主な目的としており、市場自由化の一層の推進と大企業優先の農政であるという批判も根強い（柳・吉田，2011）。実際に、先述の東部ファーム韓農は、京畿道華城市において先端ガラス温室を用いてトマトを栽培していたが、大企業優先の農政の象徴とみなされ、地元の反対もあり同所から撤退した（シン，2013；中央日報，2013）。

5. おわりに

本稿では、農家の少子高齢化をはじめとした日本農政が抱える諸課題を解決する一助となることを目的として、地理的諸条件および人口の自然動態・社会動態等において類似した環境下におかれた韓国農業およびその農政、そして農地取得要件の緩和が韓国農業に与えた影響に注目した。その概要は以下の通りである。

1980年代以前、韓国では農地所有に厳しい制限が存在した。具体的には、農地所有の上限や法人の農地所有などの規制が存在した。しかし、1980年代半ば以降、外国からの農産物の輸入開放への対応に迫られたゆえ、法人の農地所有を許可するなどの政策を相次いで施行した。このように、韓国は農地の流動性を上げ、規模拡大を促進することで、農業の生産性ならびに競争力を向上させた。さらに、2009年に農地法が改正されて以降、農地を所有できる法人の一形態である「農業会社法人」の設立条件が大幅に緩和された。韓国では、これらの規制の緩和により、非農業従事者が農業法人に出資し、参加することが容易になったため、農業を専門としない企業の農業への参入が顕著に増えている。

韓国における企業の農業参入を概観すると、農外資本の比率が高い企業は経営規模が大きい傾向があり、財務状況も安定していると考えられる。農業生産面から見れば、豊富な資金力を活用して効率的な経営を行い、生産性を高めることができるため、自国の農業競争力を強化することが示唆されている。さらに、2010年代末以降、農業の担い手不足を解

⁴ 東部ファーム韓農の後身であるファーム韓農（2023）にも、東部グループからの系列の分離等について記載されている。

消するため、都市部から農村部への移住を望む住民を支援するプログラムが策定され、農村地域に定住する取り組みが進んでいる。この政策が一定の成果を上げ、最近では韓国において都市部から農村部への移住が増加している。

従来は非農業者の農業への参入障壁が高かった日本でも、2014年に「中山間農業改革特区」として国家戦略特別区域に指定された兵庫県養父市において、農業以外の資本の参入を促進する政策を採用している。当該政策の効果が認識されたこともあり、2023年5月に法人農地取得事業の構造改革特区移行に係る特区法改正が交付され、2023年9月に施行された結果、地方自治体の意向により、国の審査を経て、当該自治体の区域内で一般企業による農地所有権の取得が認可されるようになった。このように、日本でも、養父市の国家戦略特区指定を契機に非農業者の参入条件が緩和されつつある。

韓国における企業の農業参入の成果を踏まえると、その有効性は日本においても同様であると考えられるため、農業生産の向上という観点からみると望ましい傾向であろう。他方で、一般企業による農地所有権の取得を全国一律に認める場合、個人農家が不利益を被る可能性がある。加えて、韓国と同様に、投機的動機による農外資本の参入や、経営悪化による撤退のリスクが存在する。したがって、非農業者の農業への参入を促進する政策を採用するに際しては、そのメリットとデメリットを比較衡量した上で、慎重に議論し、検討することが求められるであろう。

謝辞

本稿は、養父市との共同研究「特区の規制緩和の効果と養父市の農業発展に関する研究」(2022年度)「農業特区」養父市における持続可能な農業・農村の発展に関する研究」(2023年度)「農業特区・養父市における持続可能な農業・農村のための価値創造に関する研究」(2024年度)の成果の一部です。また、本稿の作成にあたり、縄倉晶雄先生（一般社団法人全国過疎地域連盟・明治大学）に貴重なご支援をいただきましたので、記して御礼申し上げます。

参考文献

- 李哉沄, 2014, 「韓国における家族経営の変容と展望」, 『農業経営研究』第51巻第4号, pp.21-32.
- 李錫注, 2005, 「韓国における農地制度の変遷過程と発展方向」, 『土地と農業』第35巻, pp. 59-76.
- 李裕敬, 2013, 「韓国における農外企業の農業参入の現状と課題—大規模農漁業会社育成事

- 業と農外企業の参入事例を対象に」,『J C 総研レポート』Vol. 26, pp.41-47.
- 李裕敬, 2019,「韓国における農外資本の農業参入の特徴」『農業経営研究』第 57 巻第 2 号, pp.71-76.
- 荏開津典生・鈴木宣弘, 2020,『農業経済学 (第 5 版)』, 岩波書店.
- 大矢雅彦・金萬亨, 1989,「地形分類を基礎とした日本と韓国の河成平野の比較研究」,『地理学評論』Series A 第 62 巻第 2 号, pp.75-91.
- 岡田登, 2020,「農地所有適格法人の分布特性と事業展開」,『商経論叢』第 71 号, pp.1-19.
- 樫原正澄, 2016,「韓国の FTA と韓国農業のゆくえ」,『セミナー年報 2015』, 関西大学, pp. 43-50.
- 金雲龍・尹龍澤, 1988,「韓国における農地所有の上限制と利用規制」,『言語文化研究』第 10 巻, pp. 68-89.
- 金昌男, 1986,「経済発展と労働市場構造: 韓国の経験と開発途上国」, 筑波大学大学院社会科学部研究科博士論文.
- 倉持和雄, 1994,『現代韓国農業構造の変動』, 御茶の水書房.
- 倉持和雄, 2004,「韓国農業の半世: 農地改革および緑の革命とその後」,『韓国経済研究』第 4 巻, pp.59-87.
- 近藤功庸, 2015,「韓国の経済成長と農業発展—稲作生産性を中心として—」,『農業経済研究』, 第 87 巻第 1 号, pp.23-37.
- 中央日報,「農業版“町内商圈”侵害、アジア最大のガラス温室が危機」, 2013 年 3 月 27 日, (<https://japanese.joins.com/JArticle/169826?sectcode=400&servcode=400>, 2024 年 7 月 2 日閲覧).
- 縄倉晶雄, 2015,「新興高所得国における農村貧困層形成とその特徴—韓国の農家を事例として—」,『政治学研究論集』第 41 巻, pp.51-70.
- 農林水産省, 各年,『農林業センサス』, 農林水産省.
- 朴必善, 2020,「韓国の気候・山林とその『攪乱』」,『韓国研究センター年報』第 20 巻, pp. 63-73.
- 速水佑次郎・神門善久, 2002,『農業経済論 新版』, 岩波書店.
- 深川博史, 2018,「韓国の農業・農村政策の変遷について: 2000 年代以降の農村社会の二極化と再編統合」,『韓国経済研究』第 15 巻, pp.23-47.
- 山口三十四, 1988,「農産物自由化と日本農業の生きる道」,『農業と経済』第 54 巻第 5 号, pp.15-24.
- 山口三十四・衣笠智子・中川雅嗣, 2020,『新しい農業経済論 新版』, 有斐閣.
- 柳京熙・吉田成雄, 2011,『韓国の FTA 戦略と日本農業への示唆』, 筑波書房.

オウンジョン, 「農業会社法人の農地取得要件を強化しなければならない」, 『農民新聞』,
2021 年 6 月 28 日, <https://www.nongmin.com/news/NEWS/POL/FRM/340564/view>
(2022 年 5 月 11 日閲覧、韓国語) .

韓国統計庁, 2001, 『2000 年農業総調査報告書』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 2006, 『2005 年農業総調査報告書』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 2011, 『2010 年農林漁業総調査報告書』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 2016, 『2015 年農林漁業総調査報告書』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 2021, 『2020 年農林漁業総調査報告書』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 a, 『農林漁業調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 b, 『経済活動人口調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 c, 『地域別雇用調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 d, 『農家経済調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 e, 『農家販売及び購入価格調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 f, 『農業面積調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国統計庁, 各年 g, 『農作物生産調査』, 韓国統計庁. (韓国語)

韓国農水産部, 1981, 『農業調査』, 韓国農水産部. (韓国語)

韓国農林水産部, 1991, 『1990 年農業総調査』, 韓国農林水産部. (韓国語)

韓国農林水産部, 1996, 『1995 年農業総調査』, 韓国農林水産部. (韓国語)

韓国農林畜産食品部, 各年, 『農業法人調査』, 韓国農林畜産食品部. (韓国語)

韓国農林部, 1961, 『農業国勢調査』, 韓国農林部. (韓国語)

韓国農林部, 1971, 『農業センサス』, 韓国農林部. (韓国語)

シンガンウン・ペジウン, 「LG、農業法人『コンジウム・イエウォン』LG 生活健康に売却
... 『非核心資産の整理』」, 2022 年 8 月 26 日, 『ニュースワンコリア』,
(<https://www.news1.kr/industry/company/4783534>, 2024 年 10 月 14 日閲覧, 韓国語) .

シンジェホ, 「華城地区先端ガラス温室放棄」, 2013 年 4 月 1 日, 『農水畜産新聞』,
(<https://www.aflnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=92641>, 2024 年 7 月 2 日閲覧,
韓国語) .

チェソンウク・イジュンウ, 2016, 「未来有望産業農業に進出する企業事例分析—先端科学
技術を活用した企業事例を中心に—」, 農村振興庁. (韓国語)

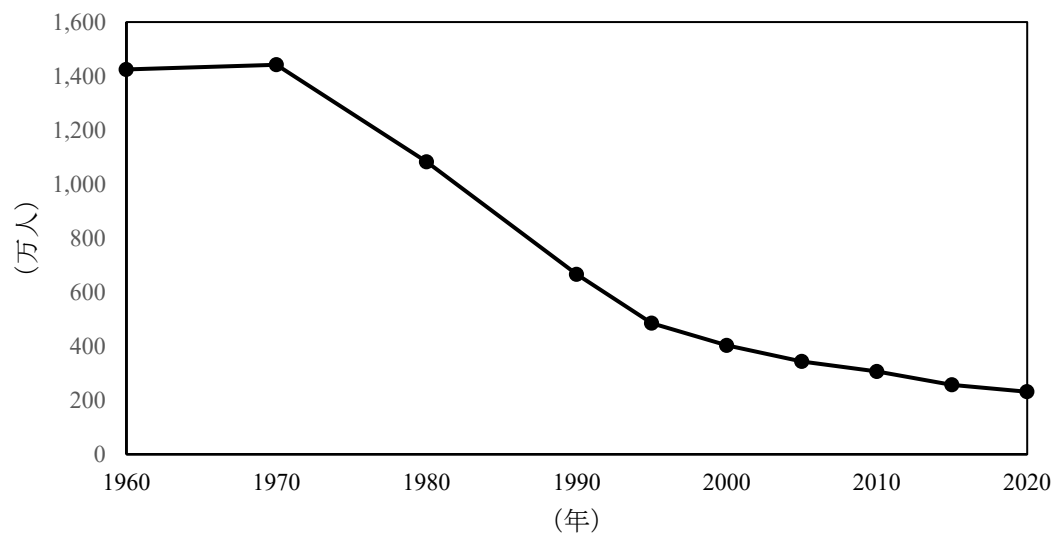
パクソクドゥ・キムジョンホ・キムチャンホ, 2011, 「農業構造政策の評価と方向定立に関
する研究—コメ農業を中心に—」, 『韓国農村経済研究院基本研究報告書』, pp.1-196. (韓
国語)

パクヒョンウク, 「東部グループの『農業王国』の夢の事実上の放棄」, 2015 年 5 月 8 日,

- 『農畜流通新聞』, (<https://www.amnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=15770>, 2024 年 10 月 14 日閲覧, 韓国語) .
- ファーム韓農, 2023, 「ファーム韓農について : 歴史」, (<https://www.farmhannong.com/kor/company/history/contentsid/124/index.do>, 2024 年 10 月 14 日閲覧, 韓国語) .
- Ahn, J. (2020, September 4). Agricultural Exports Increase Amid Epidemic. The Chosun Ilbo. https://english.chosun.com/site/data/html_dir/2020/09/04/2020090401740.html?related_all (accessed 11 May 2022).
- Ahn, J. and O, Y. (2019, July 29). U.S. Wants WTO to Stop Treating Korea as Developing Country. The Chosun Ilbo. http://english.chosun.com/site/data/html_dir/2019/07/29/2019072900764.html (accessed 11 May 2022).
- Arirang News (2021, December 29). Agriculture Exports Top \$10 Billion for 1st Time. The Chosun Ilbo. http://english.chosun.com/site/data/html_dir/2021/12/29/2021122900430.html (accessed 11 May 2022).
- Barrett, C. B. (1996). On price risk and the inverse farm size-productivity relationship. *Journal of Development Economics*, 51(2), pp. 193-215.
- Jeon, Y. D., and Kim, Y. Y. (2000). Land reform, income redistribution, and agricultural production in Korea. *Economic Development and Cultural Change*, 48(2), pp. 253-268.
- Korean Law Information Center. (1972). Farmland Preservation and Utilization Act. Korean Law Information Center. <https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2§ion=lawNm&query=farmland%E3%80%80act&x=39&y=30#liBgcolor17> (accessed 18 May 2022).
- Korean Law Information Center. (1994). Farmland Act. Korean Law Information Center. <https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2§ion=lawNm&query=farmland%E3%80%80act&x=39&y=30#liBgcolor16> (accessed 18 May 2022).
- Korean Law Information Center. (2002). Farmland Act. Korean Law Information Center. <https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2§ion=lawNm&query=farmland%E3%80%80act&x=39&y=30#liBgcolor10> (accessed 18 May 2022).
- Korean Law Information Center. (2005). Farmland Act. Korean Law Information Center. <https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2§ion=lawNm&query=farmland%E3%80%80act&x=39&y=30#liBgcolor8> (accessed 18 May 2022).
- Korean Law Information Center. (2010). Farmland Act. Korean Law Information Center.

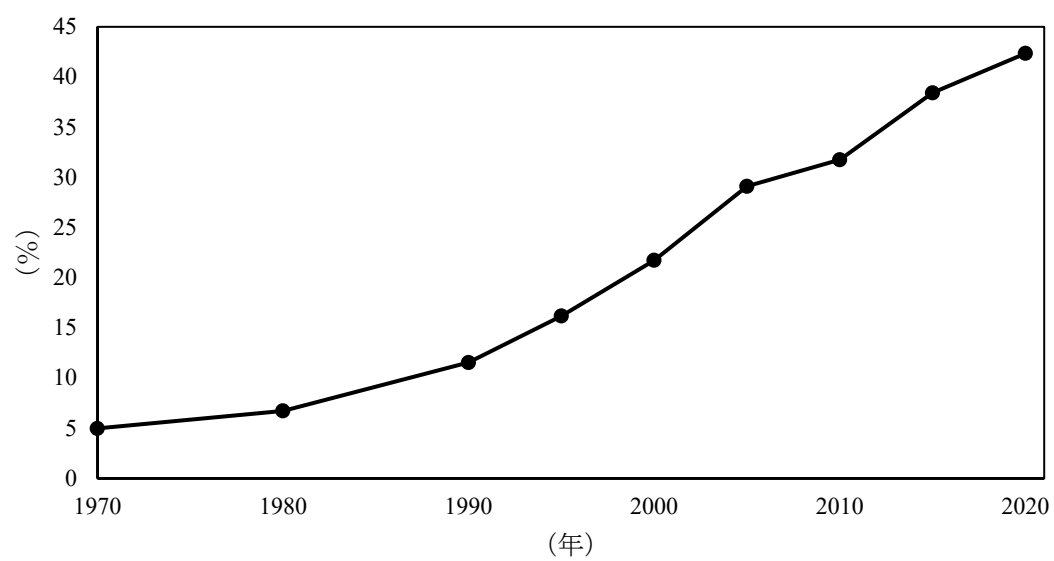
- <https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2§ion=lawNm&query=farmland%E3%80%80act&x=39&y=30#liBgcolor6> (accessed 18 May 2022).
- Kwak, S. (2018). Korea's New Southern Policy: Vision and Challenges. Korea Institute for International Economic Policy. https://think-asia.org/bitstream/handle/11540/9407/KIEPopinions_no146.pdf (accessed 11 May 2022).
- Lee, H. (2021, March 22). No greed guardrails. Korea JoongAng Daily. <https://koreajoongangdaily.joins.com/2021/03/22/opinion/columns/farmland-Moon-Jaein-speculation/20210322194800315.html> (accessed 11 May 2022).
- Lee, K. (2021, January 6). Food and Agriculture Exports Hit Record. The Chosun Ilbo. https://english.chosun.com/site/data/html_dir/2021/01/06/2021010601670.html?related_all (accessed 11 May 2022).
- Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. (2019). Urban to Rural Migration. Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. <https://www.mafra.go.kr/english/1415/subview.do> (accessed 11 May 2022).
- Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. (2021). Increase Export of Agricultural Food. Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. <https://www.mafra.go.kr/english/1478/subview.do> (accessed 11 May 2022).
- Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. (2022). Fostering Social Farming. Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs. <https://www.mafra.go.kr/english/1429/subview.do> (accessed 11 May 2022).
- Oh, Y. and Lee, J. (2021, October 24). To some young Koreans, farms are more than just dirt and seeds. Korea JoongAng Daily. <https://koreajoongangdaily.joins.com/2021/10/24/national/socialAffairs/farming-agriculture-countryside/20211024133753289.html?> (accessed 11 May 2022).

図1 韓国における農業労働者数の推移（1960年～2020年）



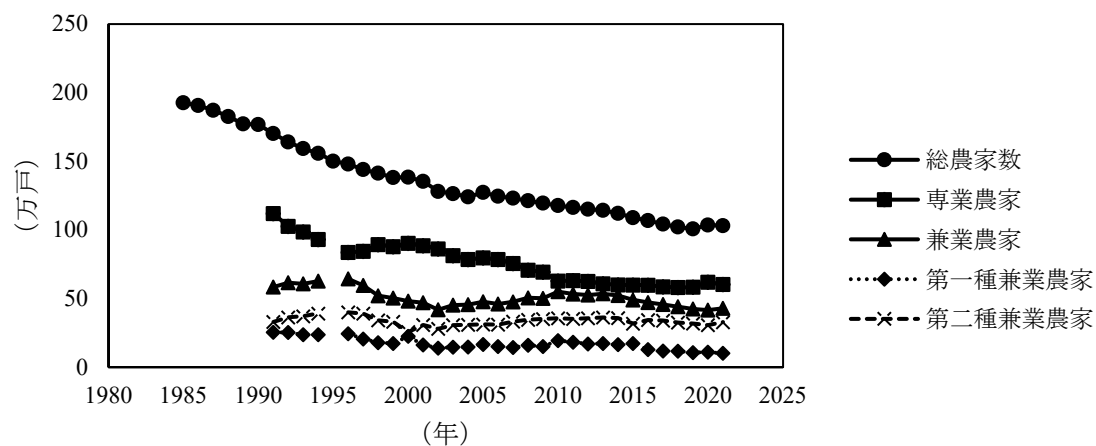
出所：韓国農林部（1961, 1971）、韓国農水産部（1981）、韓国農林水産部（1991, 1996）、韓国統計庁（2001, 2006, 2011, 2016, 2021）より著者作成。

図2 農業労働者の高齢化率（65歳以上）の推移（1970年～2020年）



出所：韓国農林部（1961, 1971）、韓国農水産部（1981）、韓国農林水産部（1991, 1996）、韓国統計庁（2001, 2006, 2011, 2016, 2021）より著者作成。

図3 韓国における農家数の推移（総農家数は1985年～2021年、総農家数以外は1991年～2021年）

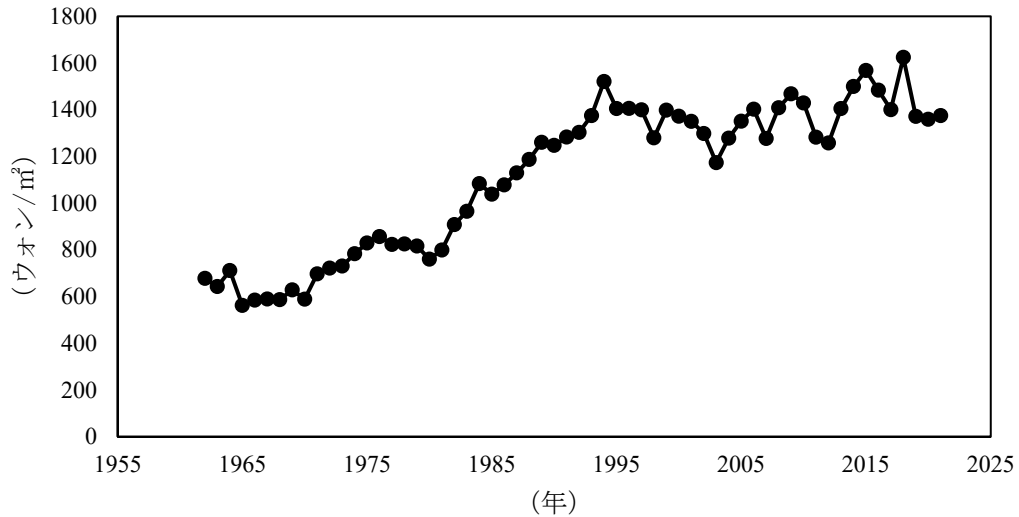


出所：韓国統計庁（各年 a）より著者作成。

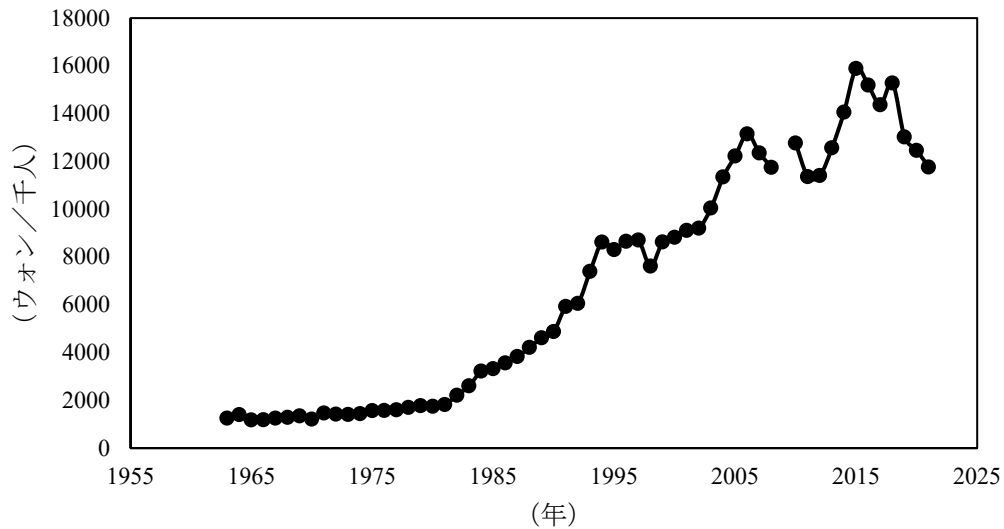
注：韓国では、営利を目的に年間30日以上農業以外の仕事に従事した世帯員がいない農家を「専業農家」、営利を目的に年間30日以上農業以外の仕事に従事した世帯員がいる農家を「兼業農家」と分類している。また、兼業農家のうち、農業総収入が農業外収入（兼業収入及び事業以外の収入）を上回る農家を「第一種兼業農家」、兼業農家のうち農業総収入が農業外収入を下回る農家を「第二種兼業農家」としている。

図4 韓国における土地生産性・労働生産性の推移

(a) 土地生産性の推移（1962～2021年）



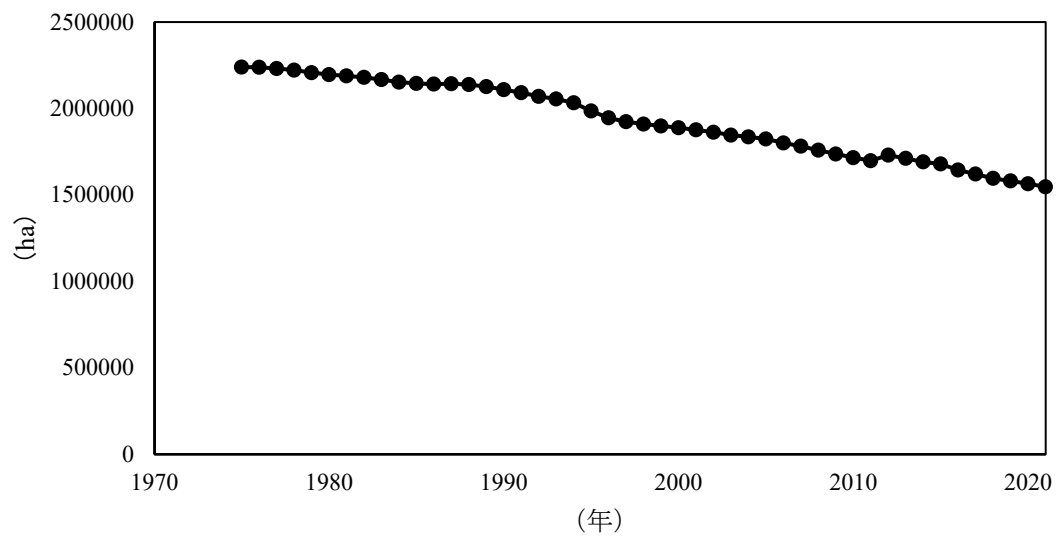
(b) 労働生産性の推移（1963～2021年）



出所：韓国統計庁（各年 b; 各年 c; 各年 d; 各年 e）より著者作成。

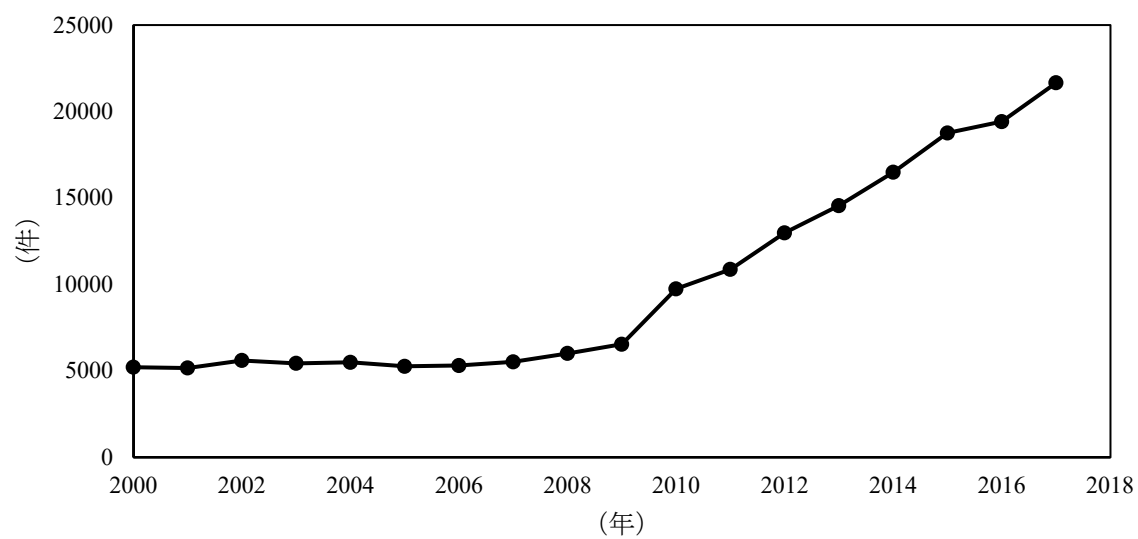
注：土地生産性は農業付加価値額を耕地面積で、労働生産性は農業付加価値額を農林業従事者数でそれぞれ除すことで算出している。また、土地生産性・労働生産性はいずれも農産物価格指数（基準年は2015年）を用いて実質化している。

図5 韓国における農地面積の推移（1976年～2021年）



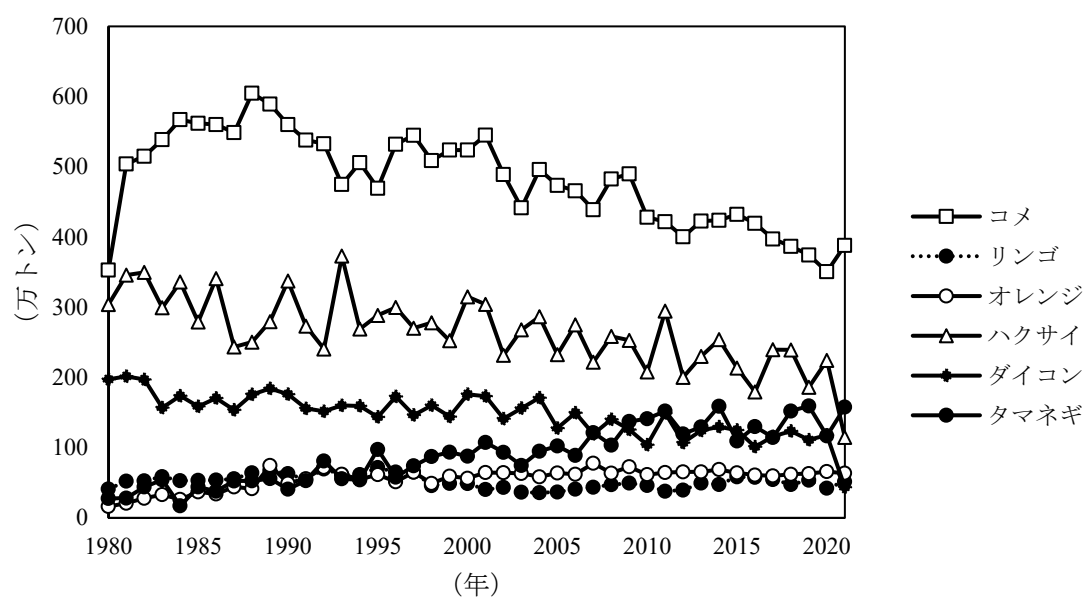
出所：韓国統計庁（各年 f）より著者作成。

図6 韓国における農業法人数の推移（2000年～2017年）



出所：韓国農林畜産食品部（各年）より著者作成。

図7 韓国における主要作物の生産量の推移（1980年～2021年）



出所：韓国統計庁（各年 g）より著者作成。